

令和2年度 愛育保育園 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1、 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 愛育福祉会
所 在 地	北谷町字浜川117番地3
電 話 番 号	098-936-2959
代表者氏名	理事長 許田 英子

2、 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	愛育保育園
施設の所在地	北谷町字浜川117番地3
連絡先	Tel 098-936-2959 fax 098-936-0245
管理者	園長 金城 照美
認可定員	満3歳以上(2号) 81名 満1歳以上3歳未満(3号) 54名 満1歳未満(3号) 15名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を年に一回実施。
開設年月日	昭和53年4月1日
事業所番号	4702-002488-5

3、 施設の目的・運営方針

事業の目的	当園は、下記の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、適切な保育・教育を行うことを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。・家庭との連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。・家庭や地域との連携を図りながら、保護者に対する支援等を行うように努めます。

4、 施設・設備の概要

敷 地	全体 3,266,27㎡	建 物	構 造 RC造	
	園庭 685,00㎡		述べ面積 995,75㎡	
主な設備	乳児室 2室	保育室 11室	調理室 1室	
	ほふく室 5室	遊戯室(ホール) 1室	冷暖房・プール	

5、職員体制

※当園では、「北谷町の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を遵守し保育の実施に必要な職員を配置しています。

6、保育を提供する日・時間

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後6時 午後6時～午後7時【延長保育（土曜は無し）】
保育標準時間認定	午前7時から午後6時 延長保育時間【午後6時～午後7時（月～金）】
保育短時間認定	午前8時から午後4時 延長保育時間（午前7時～8時、午後4時～6時）
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、年末年始（12/29～1/3）
※土曜午後保育休園日	運動会、お遊戯会、虫駆除（年2回）、園内外職員研修の土曜午後

※警報発令時、感染症流行時の対応について（入園のころえ参照）

7、提供する保育の内容

当園は保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 保育の提供：上記6に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 特別支援保育事業、延長保育事業
- ③ 週に1回（4・5歳児）太鼓指導、体育指導、隔週に1回サッカー教室を行う。

8、食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法：自園調理 保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
行事などに併せてお弁当の持参をお願いする日があります（月1回）誕生会や遠足等
献立表は毎月、別途お知らせします。
- ② 園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	無	10時30分頃	15時頃
1歳児	8時半頃	11時頃	15時頃
2歳児	8時半頃	11時頃	15時頃
3歳児～5歳児		11時30分頃	15時30分頃

- ③ アレルギーの対応状況
アレルギーにより給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談下さい。その際は、
医師による指示書の提出が必要です。
- ④ その他衛生管理等
日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

9、利用料金

- ① 保育に係る利用者負担（保育料徴収：0歳児～2歳児）（保育料無償化：3歳児～5歳児）
支給認定を受けた北谷町に対し、町が定める保育料をお支払いいただきます。
- ② 給食に係る利用者負担（3歳児～5歳児）
※月額6,000円（振込手数料100円含む）を当園にお支払いいただきます。

※給食費は、登園（土曜休みの有無）休み（病欠）に関わらず減額は致しません。

※給食費免除対象者には、北谷町より通知があります。

③ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

- ・ 新年度用品代金
- ・ 保護者会費
- ・ 延長保育に係る利用者負担金（免除なし）
- ・ スナップ写真代
- ・ その他、遠足入園料金等を当園にお支払いいただきます。

10、利用の開始及び終了について

利用開始：北谷町が行う利用認定調整による。

利用終了：当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず北谷町が利用を取り消したとき。
- ② 保護者から保育所利用の取り消しの申し出があったとき。
- ③ 北谷町が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11、嘱託医

当園は、以下の医師と嘱託医契約を締結し年2回の検診を行っています。

小児科：小坂 真子（ちばなクリニック） 歯科医：藤井 信男（羽地歯科口腔外科）

12、緊急時の対応

お預かりしている子どもに健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。（緊急連絡表の記載に基づき）

13、非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。
避難訓練	毎月1回、避難訓練を実施します。（火事・地震・津波）
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・非常警報装置・消火器
避難場所	火災時：園庭・宮城児童館 / 津波時：コナガーデン9階屋上・町営団地

14、保育に関する相談・要望・苦情

当園、ご利用窓口	・担当者：金城 照美・豊里 清美・石川 ゆり子
	・利用時間：午前9時～午後6時
	・TEL 098-936-2959 fax 098-936-0245
第三者委員	沖山 隆雄 TEL098-898-5435 さつき保育園園長
	新垣 淳市 TEL098-989-5849 元沖縄県中部保護司会副会長

※当園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る意見箱を玄関に設置しています。

15、虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 虐待防止マニュアルの作成し運用しています。
- ② 毎年、虐待予防研修会に職員を参加させています。

当園におけるその他の留意事項

当園は、保護者会活動を行っています。当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項については、「進級にむけて」「入園のしおり」に提示するものとします。

重要事項説明書についての同意書

令和2年 月 日

当園における保育提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人愛育保育園
説明者 園長 金城 照美

私は、本書面に基づいて愛育保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和2年 4月 1日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 印

児童との続柄： _____

児童名： _____

児童名： _____

児童名： _____